

# 水道料金改定 Q & A

- Q 1 いつから改定するのですか？前回の値上げはいつですか？
- Q 2 なぜ、料金改定が必要なのですか？
- Q 3 改定率の平均 1.3% という数字はどのように決めているのですか？
- Q 4 料金改定をしないとどうなるのですか？
- Q 5 施設や水道管を更新しないとどうなるのですか？
- Q 6 赤字部分は税金で補てんし、水道料金を低く抑えることはできないのですか？
- Q 7 段階的に値上げすることはできないのですか？
- Q 8 水道料金を改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないですか？
- Q 9 値上げした分を何に使うのですか？
- Q 10 今回値上げをしたら、もう値上げをしなくて済むのですか？
- Q 11 市民の理解を得るための取組みはしてきたのですか？
- Q 12 水道料金が上がれば下水道使用料も上がるのですか？
- Q 13 なぜ、事業体（自治体）ごとで料金が違うのですか？
- Q 14 具体的にいくらくらい値上がりするのですか？
- Q 15 基本料金を一律に請求されるのは不合理ではないですか？
- Q 16 なぜ、料金体系を用途別から口径別に移行したのですか？
- Q 17 使用水量が年々減少しているので、水道メーターの口径を現在の 20mm から基本料金が安くなる 13mm に変更することは可能ですか？
- Q 18 県内では何番目に高い水道料金になるのですか？

### **Q1 いつから改定するのですか？前回の値上げはいつですか？**

答え) 令和5年1月20日から改定を行います。本市は2カ月に1回、使用水量を検針していることから、請求は実際の使用月の2カ月後となります。〔奇数月検針地区〕は令和5年4月請求分、〔偶数月検針地区〕は令和5年5月請求分から値上げ後の新しい水道料金が適用されます。本市の水道料金は、平成21年4月に料金統一をして以降、13年ぶりの改定となります。（消費税改定は除く）

### **Q2 なぜ、料金改定が必要なのですか？**

答え) 本市では、高度経済成長期に整備した水道管や施設の老朽化が進行しており、古くなった水道管や施設の更新、耐震化を行うために、多額の工事費用が必要となります。

前回の料金改定（平成21年4月）から経営の効率化、健全化に努めてきましたが、給水人口の減少に伴う料金収入の減少、令和2年度に簡易水道7事業を水道事業に統合したことによる減価償却費の増加により、本業のもうけを表す経常利益が令和3年度以降、赤字で推移します。また浄水場の改修工事を控えており、現行の料金のまま必要な工事を行う場合、今後の企業債返済の増加により、現在は約3億円の現金資金が令和11年度にはなくなる可能性があるなど、料金収入を財源とする水道事業の経営は大変厳しい見通しとなっています。

必要な工事を怠ると、腐食などによる水道管の破裂や設備の故障等により、漏水や断水が発生し、水道利用者の方々にご不便、ご迷惑をおかけしたりする恐れもあることから、やむを得ず料金改定を行うこととなりました。

### **Q3 改定率の平均13%という数字はどのように決めているのですか？**

答え) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間を料金算定期間、浄水場の改修工事期間である令和5年4月1日から令和9年3月31日を参考期間とし、経営のシミュレーションを行いました。その結果、水道事業の経営目標である①毎年の利益の確保②累積赤字を生じないこと③現金資金残高4億円の確保を概ね達成するためには平均13%の改定が必要との結論にいたりました。

#### **Q4 料金改定をしないとどうなるのですか？**

答え) 水道事業の経営に必要な現金収入を確保できることになります。その場合、次の二つの選択肢があります。一つ目の選択肢は、計画している水道管・施設の更新や補修工事を抑制する（先送り、遅らせる）という方法ですが、必要な工事を怠ってしまうと腐食などによる水道管の破裂や設備の故障等により漏水や断水が発生する危険性が高まり、安全・安心な水道水をお届けすることができなくなる恐れがあります。二つ目の選択肢は、必要な資金を借金により確保するという方法ですが、将来の人口減少が見込まれる中では、将来世代に過重な負担を強いることになります。

#### **Q5 施設や水道管を更新しないとどうなるのですか？**

答え) 施設や水道管の更新をしない状況が続ければ、漏水による断水がたびたび発生したり、大規模地震等の災害発生時に施設が使えなくなり、水道利用者に安心・安全な水道水を安定してお届けできなくなる可能性があります。

#### **Q6 赤字部分は税金で補てんし、水道料金を低く抑えることはできないのですか？**

答え) 水道事業は、水道利用者からいただく水道料金で経営する「独立採算制」を基本としています。  
税金は、福祉・教育・保育・道路などのすべての市民の皆さまが等しく受けられるサービスに充てられるべきものであり、水道事業のためだけに税金を使うことは、本来税金で賄うべきサービスの低下を招いてしまう恐れがあるため、安易に税金から補てんし、料金を低く抑えることは妥当ではありません。また水道の供給エリア以外の市民からいただく税金を水道利用者のみが恩恵を受ける水道事業に使うことは公平性の観点からも望ましくありません。

#### **Q7 段階的に値上げすることはできないのですか？**

答え) 今回の値上げは必要最低限の水準としています。段階的な値上げでは、累積赤字の解消が遅れ、後年度の負担が非常に大きくなります。  
改定後も決して経営に余裕が生じるわけではないことから、段階的な引上げは困難な状況です。

## **Q8 水道料金を改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないですか？**

答え) 済水場運転管理業務の外部委託による職員の削減により人件費の抑制を図るとともに、広域化や官民連携の検討を行いながら、経営の効率化、健全化に努め現行料金を維持してきましたが、このような経費の削減にも限界があることから、将来にわたって水道利用者に安全・安心な水道水を安定してお届けするため、この度、料金改定をさせていただくことになりました。

## **Q9 値上げした分を何に使うのですか？**

答え) 安全・安心な水道水を安定してお届けするため、水道施設の更新・耐震化などに使用します。

## **Q10 今回値上げをしたら、もう値上げをしなくても済むのですか？**

答え) 将来的に必要となる水道施設の更新・耐震化について、さらに精査をすすめ、必要となる経費と予想される料金収入から、健全な経営を確保できる料金水準となっているか、4年ごとに検証と必要に応じた料金改定を行います。

## **Q11 市民の理解を得るための取組みはしてきたのですか？**

答え) これまで市議会において、水道事業の経営状況や見通しについては説明を行ってきました。また、経営の健全性・効率化や水道施設の老朽化の状況について、類似団体平均との比較分析を行っている「経営比較分析表」を毎年度作成し、ホームページでの掲載を行っています。  
今後は、このような情報についても、より多くの市民にご覧いただき、ご理解いただけますようさらに努めます。

## **Q12 水道料金が上がれば下水道使用料も上がるのですか？**

答え) 今回は水道料金の改定のみになります。下水道使用料の改定はありません。

### Q13 なぜ、事業体（自治体）ごとで料金が異なるのでしょうか？

答え) 水道事業は税金ではなく、利用者の水道料金で経営されています。そのため、以下のようないくつかの条件の違いにより、水道料金に違いが生まれます。

【水道料金が決まる条件4つ】

- ①給水地域における地理的要因(水源の種類やその取得条件{地下水・河川水・ダムなど}の違いなど)
- ②給水地域における歴史的要因(水道布設年次や水道建設費用の額など)
- ③社会的要因(人口密度や生活様式などによる需要構造の違いなど)
- ④外部不経済要因(水道水源の水質悪化など)

このように、水道事業体によって水を作るのに必要となる費用が異なるため、水道料金に格差が生じることとなります。

### Q14 具体的にいくらくらい値上がりするのですか？

答え) メーター口径13mmを使用した下記の場合で比較しますと、

1カ月あたり	(10m <sup>3</sup> )	···	220円	(13.58%増)
	(20m <sup>3</sup> )	···	520円	(16.30%増)
	(40m <sup>3</sup> )	···	700円	(10.37%増)

の値上がりとなります。

ただし、実際のメーター口径及び使用水量によって料金は異なりますので、別紙の新旧水道料金早見表をご覧ください。

### Q15 基本料金を一律に請求されるのは不合理ではないですか？

答え) 本市では、使用水量に関係なく、24時間いつでも安心・安全な水道水をお届けするため、固定費に係る経費分としての「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる「従量料金」から構成される二部料金制を採用しています。

浄水場の運転管理や配水管の維持管理、検針費用など費用の大部分は有収水量(水道料金徴収の対象となる水量)の多い少ないにかかわらず必要であるため、こうした固定費を水道利用者に安全・安心な水道水を安定的にお届けすることや負担の公平性を図る観点から「基本料金」としてご負担いただいております。

## **Q16 なぜ、料金体系を用途別から口径別に移行したのですか？**

答え) 用途別の料金体系は、水道普及期において、恣意的に一般家庭等の料金を低く抑え、水道への加入を促すことに主眼を置いたものであり、受益と費用負担のバランスが不十分であるのに対し、口径別の料金体系は水道水を供給するために発生する費用を水道メーターの口径という客観的かつ合理的な基準に基づいて、使用者に公平・公正な負担を求めることができることから、口径別に変更するものです。

全国的にも、用途別から口径別へ移行する事業体が年々増加している傾向にあります。これは、口径の大きい水道管を使用する施設は一度に多くの水を使うことができるため、施設への負担が大きくなることから、口径別による基本料金に差をつけることが公平性の観点から望ましいとの考え方からです。

## **Q17 使用水量が年々減少しているので、水道メーターの口径を現在の20mmから基本料金が安くなる13mmに変更することは可能ですか？**

答え) 口径の変更は可能です。ただし、口径ダウンするためには市指定給水装置工事事業者へ工事を依頼する必要があります、この際の工事費用については、自己負担となります。口径ダウンを検討される場合は、上下水道課までお問い合わせ下さい。

## **Q18 県内では何番目に高い水道料金になるのですか？**

答え) 水道料金は、それぞれの事業体が採用している料金体系や給水人口予測、人口密度、地理的要因、水道施設建設費用及び社会情勢を踏まえた経営の見通しにより、それぞれの事業体で料金算定を行うことから、一概に比較することはできません。

(社) 日本水道協会発行の料金表で比較した場合、メータ一口径 13 mmで、1月で 5 m<sup>3</sup>ご使用になった場合、県内 16 市町で上から 13 番目、10 m<sup>3</sup>で 1 番目、20 m<sup>3</sup>で 2 番目、30 m<sup>3</sup>で 3 番目となります。

今回の料金改定は、水道利用者に対する料金負担を客観的かつ合理的な視点から利用者負担を求める考えに基づいたものであり、公平・公正さの観点から高齢者の一人世帯等の社会的・経済的に弱い立場にある利用者、その他特定の使用者に過度な負担が集中しないように配慮しています。